

2023年9月

お客さま各位

小田原ガス株式会社

ガス小売供給約款、家庭用選択約款等の変更についてのお知らせ

平素より、小田原ガスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
表題につきまして、ガス事業法にもとづき、その内容を下記の通りお知らせいたします。
なお、これらに伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

●ガス小売供給約款、家庭用選択約款の変更について

(1) 2023年9月以降検針分より基本料金を150円(税別)値上げさせていただきました。

対象となるお客さまは以下の契約をされているお客さまとなります。

- ・ガス小売供給約款
- ・家庭用床暖房契約「YOUプラン」選択約款
- ・家庭用コージェネレーション契約「ガスパワープラン」選択約款
- ・家庭用給湯・調理・暖房・乾燥契約「フルパックプラン」選択約款
- ・家庭用暖房契約「ほっとプラン」選択約款
- ・プロパンガス小売供給約款

(2) 2023年9月1日よりガス小売供給約款の条文を以下のとおり変更いたしました。

① 29. 料金の払込み

<変更前>

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

<変更後>

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。なお、お客さまが料金を払込みの方法で支払われる場合は、払込票発行手数料として、原則、払込票の発行に係る費用に相当する金額*1をご負担いただきます。

※1 払込票発行手数料は200円(税別)となります。

② 36. 供給停止 (1) ②

<変更前>

当社との他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金について支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがなく、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合

<変更後>

当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金について支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがなく、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合

③3 7. 供給停止の解除（1）②

<変更前>

3 6. (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合

<変更後>

3 6. (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合

●口座振替割引について

検針日が2023年9月1日以降のガス料金を口座振替による方法でお支払いいただく

お客さまを対象にガス料金より50円（税別）の値引きをさせていただきます。

対象となるお客さまは以下の契約をされているお客さまとなります。なお、従来より口座振替による方法でお支払いいただいているお客さまも割引の対象となります。

- ・ガス小売供給約款
- ・家庭用床暖房契約「YOUプラン」選択約款
- ・家庭用コージェネレーション契約「ガスパワープラン」選択約款
- ・家庭用給湯・調理・暖房・乾燥契約「フルパックプラン」選択約款
- ・家庭用暖房契約「ほっとプラン」選択約款
- ・ガス空調（冷房）契約選択約款
- ・ガス空調（mini）契約選択約款
- ・業務用時間帯契約選択約款
- ・業務用負荷調整契約「業務用D」選択約款
- ・プロパンガス小売供給約款

変更後のガス小売供給約款、家庭用選択約款および付帯メニュー定義書は、当社ホームページ（<https://www.odawaragas.co.jp>）でもご覧いただけます。詳細はこちらよりご確認ください。

<お問い合わせ先>

小田原ガス株式会社 受付・料金チーム

〒250-0001 神奈川県小田原市扇町1-30-13

電話番号：0465-34-6100

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝祭日除く）